

令和5年第2回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和5年6月12日  
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員 長	金子 恵	副委員 長	堤 理 志
委 員	藤田 明美	委 員	岡田 義 晴
委 員	八木 亮三	委 員	西田 健
委 員	西岡 克之		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	荒木 秀一	係 長	江口 美和子
--------	-------	-----	--------

説明のため出席した者

総務部長 青田 浩二

(契約管財課)

課 長	永野 英明	係 長	山本 洋佑
-----	-------	-----	-------

(地域安全課)

課 長	山口 聡一朗	課長補佐	荒木 啓二
-----	--------	------	-------

係 長	入口 健太郎		
-----	--------	--	--

企画財政部長 村田 ゆかり

(政策企画課)

課 長	中村 元則	係 長	山口 和樹
-----	-------	-----	-------

(財政課)

課 長	北野 靖之	課長補佐	入江 彩子
-----	-------	------	-------

住民福祉部長 宮崎 伸之

(福祉課)

課 長	川内 佳代子	課長補佐	森内 秀朋
-----	--------	------	-------

係 長	後藤 理子		
-----	-------	--	--

(こども政策課)

課 長	宮司 裕子	課長補佐	藤吉 有見
-----	-------	------	-------

係 長	山口 陽子	係 長	尾田 光洋
-----	-------	-----	-------

主 査	神崎 勇典		
-----	-------	--	--

本日の委員会に付した案件

議案第31号 令和5年度長与町一般会計補正予算（第3号）

所管事務調査 子育て支援を中心とした住民福祉の充実について

地域公共交通について

自治会の在り方について

開会 9時25分

閉会 12時01分

**○委員長（金子恵委員）**

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

令和5年第2回長与町定例会本会議におきまして本常任委員会に付託を受けました議案第31号について、総務厚生常任委員会に付託を受けた部分についての件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

永野課長。

**○契約管財課長（永野英明君）**

皆さまおはようございます。それでは契約管財課所管分についてご説明いたします。今回の補正は歳出1件でございます。長与町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書の10、11ページをお開きください。一番上の段でございます。2款総務費1項総務管理費5目財産管理費12節委託料168万円の増額計上でございます。内訳といたしましては、本年2月にJR九州へ委託し、長与駅建屋の外壁や屋根、内部の床や階段、天井などの総点検を行いました。点検結果といたしまして、改修、補修が必要と判定された箇所が複数ございましたので、今後、改修工事を行うための設計業務を委託するための費用を今回計上させていただいております。委託先はJR九州でございます。委託額は全体で600万円ございまして、管理区域の床面積の割合で契約管財課と土木管理課の2課で費用を案分いたしております。長与駅コミュニティホールを管理する契約管財課が費用の28%に当たる168万円を負担し、残りの72%432万円を自由通路などを管理する土木管理課が負担するものでございます。なお、土木管理課分の432万円につきましては、説明書の12、13ページの一番下に計上されております。説明につきましては、以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

これまでもあったケースなのかもしれないんですが、ちょっと覚えてないので伺いたいんですが、JRの建屋っていうのはJRの持ち物なのかなと思うんですが、町が改修を負担する根拠とか、何かその場合によるのか、ちょっとその考え方っていうのを簡単に教えていただければと思います。

**○委員長（金子恵委員）**

永野課長。

**○契約管財課長（永野英明君）**

今の駅舎ですけど平成9年にできております。その時に管理協定を結びまして、2階部分であれば改札より手前側が全て町の管理区域で、改札から先のホームに下りる階段とかホームの部分はJRの管理部分ということで、管理に関する費用とそれから維持、

今回の改修のような場合の費用はそれぞれがそれぞれの持ち分の所を持つようにしております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、単純に建屋というか、駅舎自体がどっちのものっていうわけでもないんですかね。ちょっと、その所有はどっちかとかあるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

どちらの建物っていうわけじゃないんですけど、JR側が36%、町の方が64%、それぞれ持ち分ということになります。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

たしか去年ぐらいですかね、コミュニティホールでしたか、ちょっと覚えてないんですが、雨漏りがあるとかいうようなことがあったんですが、そういうのの補修と考えていいんでしょうか。さっき外壁とかいろいろ点検してということでしたが、主に例えばどの部分とか、もしあればお願いします。

○委員長（金子恵委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

外壁と内側ですね、内側も雨漏りを含めた外壁と塗装の部分も含めたところの修繕になります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

今の質問と大体かぶったんですけども、この点検は先ほどたしか委託先JRがやったと。本町では、誰かそういう一緒に確認したということはないんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

検査当日は一緒に立ち会ったりはしていないんですけど、検査内容としましては目視と触診、それからドローンを飛ばしてもらっておりまして、そこの検査に至るまではずっと協議してきたつもりでございます。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

いろんな経緯から何かよく、一応点検をしてそれで補修すると決まるということで、いざ工事をしているうちにまた他のが見つかったとか、何かよくそういう話を聞くんですけども、そこら辺はもう回答はいいですけども、そういう点検を確実にやってほしいというのが私の要望なんで、また新たな他の部分が見つかったというようなことがないように注意していただきたいと思います。以上です。

○委員長（金子恵委員）

西田委員に申し上げます。できれば、質疑として最後に回答をもらうように、ちょっと最後を。

西田委員。

○委員（西田健委員）

そういう点検がないということでやっているかということをお答えをお願いします。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

これから設計を委託するまでの間にも、J Rと一緒に立ち会ったりして、そういったところなるべく出ないように注意してやっていきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

さっきの雨漏りについてなんですが、外壁とかってというのは利用者に支障がなければあんまり町民も気にならないと思うんですけど、雨漏りってというのは現状コミュニティホールとか、何らか実際に町民が使うような場所なのか。もしそうであれば、当然この設計から改修までの間に、一定応急処置的なものが要るのかなと思うんですが、現状と雨漏りの最終的な、町民もいつ直るんだってそういうところは思うと思うんですよね。もし設計の後の実際の工事完了までの一定のめど、スケジュールがあればお願いします。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

今後のスケジュールでございますけれども、本議会でご承認いただいた場合は8月頃にJ Rと協定書の締結をいたします。で、9月頃にJ Rが今度は入札とか行うと思うんですけども業者を選定いたしまして、この設計が完了するのが来年の2月ぐらいでございます。その後に令和6年度、7年度の一応2カ年をかけて、外側からするのか内側

からするのとかそこら辺を決めて、工事に取り組んでいきたいと思っております。今の雨漏りの現状でございますけれども、2、3カ所雨漏りしている所はあるんですけれども、応急処置とかですね、直接人が通るような所ではないので今のところはそういった形でしております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

今のご説明ですと、比較的期間をかけてやるという、一定規模があるのかなと思うんですが、今ちょっと思いついたんですが、西口の方かな、リンガーハットがある方ですね、あそこのトイレが障害者の方が入れるスペースがないというような以前話が出ていたと思うんですよ。せつかく工事をするのであれば、ちょっとその辺りも含めてバリアフリーができるような対策も含めてした方が、後でまたやるよりも比較的費用も抑えてできると思うんですが、その辺り検討する考えはないでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

永野課長。

**○契約管財課長（永野英明君）**

今おっしゃいました部分については今回の改修の計画に入っておりませんが、今後協議していく中で、JR側とも話をして検討していきたいと思っております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで契約管財課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより企画財政部の審査に入っていきます。本案について提案理由の説明を求めます。まず、政策企画課の方から。

中村課長。

**○政策企画課長（中村元則君）**

改めまして、おはようございます。政策企画課分につきましてご説明申し上げます。予算に関する説明書の6、7ページをお願いいたします。歳入でございます。14款2項1目総務費国庫補助金2節地域活性化補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は3億381万1,000円の増額で、各課が本補正予算に計上しております物価等の高騰に係る各種支援事業に充当しております。充当事業につきましては、先

ほど参考資料として配布している一覧表をご参照願います。以上が政策企画課分です。  
どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

引き続き、財政課。  
北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

おはようございます。財政課所管分につきまして説明いたします。説明書の6、7ページをお願いします。歳入でございます。18款2項1目財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正予算に係る財源の調整としまして6,880万8,000円を計上しております。以上が財政課所管分でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。  
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これで、企画財政部の審査を終了いたします。皆さまお疲れさまでした。  
それでは、暫時休憩します。  
(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。  
これより、住民福祉部の審査の方に入っていきたいと思います。まず、福祉課の方から本案に関する提案理由の説明を求めます。  
川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

皆さまおはようございます。それでは、議案第31号令和5年度長与町一般会計補正予算（第3号）の福祉課所管について、長与町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書にてご説明をさせていただきます。まず歳入でございます。説明書の6、7ページをお開きください。14款国庫支出金2項1目2節地域活性化補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は政策企画課の所管ではございますが、関連がございますのでご説明いたします。交付金の額3億381万1,000円のうち1億3,666万7,000円を、歳出予算にて今回補正をお願いしております低所得世帯に対しての支援給付金の支給に係る事業費に充当し、事業を行うものでございます。

続きまして歳出でございます。10、11ページをお開きください。3款民生費1項6目低所得世帯支援給付金事業費につきましては、電力、ガス、食料品等の価格高騰に直面し影響を特に受ける低所得世帯に対しましての給付金と、事業実施に伴います事務費について補正をお願いするものでございます。給付金の内容といたしましては、給付金の額を1世帯当たり3万円、対象とする世帯の要件といたしましては、6月1日時点

長与町に住民票を有し、令和5年度の住民税について世帯全員が非課税の世帯および均等割のみ課税されている世帯でございまして、世帯主へ支給させていただきます。ただし、世帯全員が課税者から扶養されている場合は対象外とさせていただきます。また、令和5年1月から10月までの、家計が急変し世帯全員が非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯、家計急変世帯と呼んでおりますが、こちらの世帯も対象とさせていただきたいと考えております。今回の補正予算の算定に係る世帯数でございますが、令和5年度、住民税の課税状況がまだ確定しておりませんでしたので、給付金につきまして令和3年度から4年度にかけて10万円の給付を行った、令和3年度子育て世帯臨時特別支援事業の住民税非課税世帯、給付金対象世帯および令和4年度の均等割のみ課税世帯の合計で4,206世帯を対象とさせていただいております。事務費につきましては、5,000件にて算出をさせていただいておりますことを先に申し上げておきます。それでは、各科目について説明をいたします。まず、3節職員手当等は職員の時間外手当でございます。10節需用費1行目消耗品費は、決定通知書用の圧着はがきおよび事務用品の購入費用でございます。2行目印刷製本費は、このたびの給付金のしおり、返信用封筒、送付用封筒の印刷製本費でございます。11節役務費につきましては、確認書の送付および決定通知書の送付に係る郵便料でございます。振込手数料は給付金の振込手数料になってございます。12節委託料1行目、給付金業務委託料は、給付金に係る確認書や決定通知書の発送、受け付け、電話対応等の業務につきまして委託を考慮しており、予算の計上をお願いしているところでございます。2行目、給付金システム改修委託料につきましては、これまで臨時給付金の支給において利用いたしておりますシステムにつきまして、今回の給付金にらび改修をお願いするものでございます。13節使用料及び賃借料、14節工事請負費につきましては、一連の事務につきまして、現在2階第3会議室に事務室を構え業務を行う予定としております。その業務を行う場合の机等の用具借上料と電話設置工事費となっております。18節負担金、補助及び交付金の低所得世帯支援給付金は、対象世帯を4,206世帯とし、1世帯当たり3万円をお願いするものでございます。事業の開始につきましては、本予算が可決されましたら、要綱の制定やしおり、様式等の作成に入らせていただき、長与町で把握できる対象者につきましては7月上旬には確認書の送付ができるよう努めてまいります。また、令和5年1月2日から6月1日までに転入された世帯および家計急変世帯につきましては、申請が必要となります。広報やホームページ等で周知を行ってまいります予定でございます。確認書等の提出期限を11月15日と予定をさせていただいております。以上が福祉課所管分として補正をお願いするものでございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

引き続き、こども政策課の説明をお願いします。

宮司課長。



## ○こども政策課長（宮司裕子君）

皆さんおはようございます。それでは、令和5年度長与町一般会計補正予算（第3号）のこども政策課所管につきましてご説明させていただきます。説明書の6、7ページをお開きください。14款2項3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金はこども政策課所管です。出産・子育て応援事業に伴う一般事務補助パートの配置変更に伴う減額分です。国費3分の2負担となっています。15款2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金がこども政策課所管です。これは、今年度より県の全額補助で開始された高校生の福祉医療費に係る補助金です。3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金がこども政策課所管で、出産・子育て応援事業に伴う一般事務パートの配置変更に伴う減額分です。県費6分の1負担となっています。歳入は以上です。

10、11ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費がこども政策課所管です。1節報酬は、福祉医療費申請書の内容点検業務を行う一般事務補助パート2名分の報酬です。当初予算で、出産・子育て応援事業を主に行うように配置をしておりましたが、福祉医療費の事務補助を主に行うように2名のうち1名については配置を変更させていただいております。3節職員手当等と8節旅費は、一般事務補助パート1名分の期末手当と通勤手当です。10節需用費は、福祉医療費に係る事務用品代です。印刷製本費は発送用封筒や令和6年度用の高校生の受給者証に係るものです。11節役務費は、令和6年度の高校生医療費の受給者証の発送費用です。これらは県より医療費助成事業に係る実施要綱が当初予算後通知されたため、当初予算として計上していなかった経費を今回計上させていただいております。12、13ページをお開きください。3款2項1目18節負担金、補助及び交付金につきましては、食材費高騰等により上昇する副食費の経済的負担から子育て世帯を支援するため、私立認可保育所および認定こども園に対し、1食当たり20円を、令和5年4月1日時点の在籍児童数に令和5年度の開所予定日数を乗じた額を助成するものです。財源は全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。3目10節需用費の賄材料費は高田保育所に対する副食費助成で、私立保育所等と同様の支援を行うものです。次に、4款1項3目1節から8節は、歳入で説明しました出産・子育て応援事業に係る一般事務補助パートを、福祉医療に係る作業を主として行うよう配置変更を行ったことに伴う減額となります。以上がこども政策課所管として補正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。まず、福祉課の方から質疑をしたいと思っております。質疑はありませんか。

八木委員。

## ○委員（八木亮三委員）

歳出の3款1項6目低所得世帯支援給付金事業費12節委託料ですが、これは委託先

はどうなるのでしょうか。先ほど7月ぐらいにはもうということで、当然急がないといけないのは分かるんですが、金額からいけばやはり公正に入札等必要かと思うんですが、お願いします。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

契約の担当である契約管財課に相談を今しているところではございますが、一般競争入札になりますと2カ月程度時間がかかるということでございますので、3社ぐらいで見積もりでの随意契約ということを取らせていただくように、今、急いで調整させていただいているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

10ページの低所得者支援給付金ですが、町内でもし外国人籍のご家庭があったときも給付対象ですか。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

はい、住民票に記載されている世帯となっておりますので、外国人の世帯も対象となっております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

もし親が外国籍で子どもが日本籍、逆の場合のパターンのときも同じですか。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

今回世帯主への支給となっておりますので、子ども、大人というのは、こちらの非課税世帯につきましては加味していないところでございます。住民票が6月1日にある世帯で非課税世帯、課税世帯からの扶養ということは加味をしますが、対象となります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じく低所得者世帯の支援給付金なんですけれども、一般の方については、プッシュ

型で給付されるというふうに思うんですけども、ちなみにこれまでの実績の中で、資格があって給付しているけれども、実際に受け取りが何らかの理由で受け取らないか、受け取れないのか分からないですけども、その辺の差というのはあるのかどうかですね。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

長与町の場合プッシュ型と言いましても、確認書を送付をさせていただきまして、口座の情報等の確認をしていただいたご返送があったものに対しての支給となりますので、こちらから送って送り返されたものに対しての支給なので、そこに差異というのは今のところあっておりません。提出された方については支給をさせていただいているというところになります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

了解しました。それから、今マイナンバーカードが普及しつつありますが、マイナンバーカードの中に給付金の受け取りっていうのをひも付けしますかというような項目があって、ひも付けした場合は今回はこれは自動的にそういう手続きというのは簡素化されないのか、それとももう前回と同じように今おっしゃったように確認してというやりとりが発生するのか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

マイナンバーカードの口座をとということで確認書にチェックを入れていただくようになっておまして、全ての皆さまに確認書の提出はお願いさせていただいております。ただ、確認書の中に口座を書く場所がありますが、そちらについては記入されずに出していただきましたら、町の方で口座を確認しそこに送付をするというふうになっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

それでは引き続き、こども政策課の審査に入りたいと思います。

質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先ほどのご説明で対象が認可保育所と認定こども園というご説明がありましたけれども、例えば放課後等デイサービスとか、学童、児童クラブですね、こういった所というのは対象にならないものなのか、その辺り何か基準、国の方での何か要綱なりがあった

のかどうかですね、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

放課後等デイサービス等につきましては、現在のところこのコロナ交付金を使うということはできるんですけれども、要求として上がってきていないというのもあって、今回は、認可保育所と私立幼稚園と公立の保育所の副食費の補助をさせていただくように計画しております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

所管の皆さまにおかれましては、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これから結審を行いたいと思います。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本会議で分割付託されました議案第31号令和5年度長与町一般会計補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、所管事務調査を始めたいと思います。今回は子育て支援を中心とした住民福祉の充実についての件を議題とします。調査事項についての説明を求めます。

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

それでは所管事務調査につきまして説明させていただきます。まず、現在の長与町の現状なんですけれども、出生数が令和4年度319人、合計特殊出生率が令和2年度現

在1.72、長崎県が1.61、国が1.33となっています。人口動態は、自然動態も社会動態どちらも転出超過の状況となっております。人口減少が進んでいる状況ということになります。長与町の子育ての現状としましては、核家族化が進み、地域とのつながりも希薄となっております。また、晩婚化、晩産化、情報社会となり、子育ての悩みをネット情報で解決するご家庭も増加している状況です。長与町の課題といたしましては、核家族のため子育てが孤立してしまい余裕がなくなっており、また、親の養育能力が低いと子どもにおいて問題行動が出ている、また、協力してくれる祖父母との関係性も良くない、経済的に困窮していて子どもたちだけでなく親の支援も必要なご家庭っていうのも一定数いらっしゃいます。そのようなご家庭について、地域で子育て支援を行っていくということが必要な現状っていうのが、今の長与町の子育ての状況ということとなっております。お配りした長与町こども政策課の概要をご覧ください。妊娠期から子育て期までの一貫した切れ目のない支援を行うということを目的に、平成28年度にこども政策課が設置され今年度で8年目になります。子どもに関する施策を、子育て支援係と母子保健係の2つの係が連携を取りながら行っております。母子保健係には、保健師や栄養士など多職種の専門職が在籍し業務を行っております。それでは、子育て支援係から順に説明していきます。1、お預かり。子育てと仕事を両立して、出産後も安心して子どもを預け、仕事を続けられる環境をつくる取り組みです。長与町の保育ニーズは高く、保育施設の定員についても、保育所の整備、改修、および定員の変更等を行いながら定員数を確保してきています。延長保育、病児保育、放課後児童クラブなどは、保護者の子育てと仕事の両立を支援するために、できるだけ利用しやすいように、少しずつ条件をよくするように、必要な環境整備に努めております。それと令和5年度よりファミリーサポートセンター事業を直営で行っており、LINEを活用するなど、保護者が就労行事参加および育児疲れなど、保護者の心理的、身体的な負担の軽減を図りやすい体制というのを整えております。2、お友達づくり。子育てを孤立せずに交流ができる居場所をつくる取り組みです。長与町には、子育て支援センターが1カ所、児童館と子育て支援センターとの併設が5カ所で、各小学校区に1つずつ設置しております。この各小学校区に1つずつ設置というのは時津町と長与町のみで、これは県内でもかなり整備が進んでいる地域ということになります。地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子供の育ちの支援を行っております。こちらについては、コロナ禍でも閉鎖せずに親子の居場所を確保し続けております。3番の経済支援です。子育てを経済的に支援する取り組みです。長与町では、福祉医療費助成を小中学校まで現物給付を行うなど、保護者の負担軽減を行っております。今年度より高校生までに医療費助成を拡大し、10月からの申請開始のための準備を現在進めているところがございます。また、育児用品無料レンタル事業というのを行っておりまして、令和4年度よりは所得制限をなくし事業を行っております。こちらについてはかなり好評なので、今レンタルできずに待っている方っていうの

も一定数いらっしゃる状況でございます。4番の情報提供。子育てに関する情報というのを発信する取り組みです。子育てガイドブック「大きくなーれ！」を発行し、出産時や転入時に配布しています。また、ウェブでも発信を行い、「大きくなーれ.プラス」により情報を最新のものに随時更新しています。

次に、母子保健係です。1、母子保健事業。保護者、乳幼児の健康維持増進を図る取り組みです。こちらについては、母子保健推進員28名も加わっていただいて、かなり手厚い支援というのを行っております。妊娠期から出産、乳幼児期、幼児期までの母子保健対策について、切れ目のない支援を行っています。保健師、栄養士、助産師、保育士、精神福祉士など、多職種の専門職が在籍しています。相談事業や子育てについての情報交換や友達づくりの場となるような事業というのを、かなりの数開催しております。ケースの取りこぼしがないように、必要に応じて専門職につなげる体制というのを取っております。2番、発達支援。こちらは長与町の特徴という支援になるんですけれども、長与町には、ひばり学級という発達に特化した療育施設というのがございます。こちらで、地域支援や巡回相談、出前講座、こちらをすることによって各園等の発達に関する支援を行っています。3番の障害児福祉サービス。障害のある子どもが地域で特性に応じた専門的な支援が受けられるよう、サービスの充実を図る取り組みです。何らかの支援や見守りが必要な子どもたちは増加傾向にあり、保育園、放課後児童クラブ、支援センター、学校などさまざまな関係機関と連携を深めながら、必要な場合はサービス事業者と連携を図って支援を行っています。令和5年度より医療的ケア児訪問型レスパイト事業という事業にも取り組んでおり、在宅で医療的ケア児の看護を行う家族の負担軽減を図るため、医療保険適用外の看護費用の補助を行う事業というのを開始しております。4番、子どもを守る地域ネットワーク事業。児童虐待などの支援の必要な家庭の支援ネットワークづくりを進め、連携して対応を行っています。虐待のリスクというのは高くなっているため、支援対象児童等見守り強化事業など、行政だけでなく民間の事業所とも連携し、虐待のリスクが高い家庭の見守りを行っています。以上が、こども政策課の概要になります。長与町というのはコンパクトな町であるため、地域や関係機関との連携が図りやすいということと、情報共有を係内や、必要な場合は他課職員とも行い、相談や対応を迅速に行うように協力体制を取って、きめ細やかな子育て支援に努めております。以上です。

#### ○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、これから質疑に入りたいと思います。質疑はありますか。この資料を基に、あれば、分かりやすいかなと思いますけど。

八木委員。

#### ○委員（八木亮三委員）

今ご説明いただいた資料の子育て支援係の③の育児用品レンタル事業ですが、先ほどのご説明だと待っている人もいるという話でしたが、ベビーベッドとかベビーバスとか

待っていたら子どもが大きくなってしまって使えないと思うんです。これ、その物自体を購入して増やす今後の計画とか予定っていうのはないのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

令和3年度にこちらのレンタル事業を拡大するために使った財源っていうのが、企業版ふるさと納税の予算を活用し、ベッドとかベビーカーっていうのを購入させていただきました。で、またやっぱりレンタルをしたいという方が一定数いらっしゃいますので、そういうふうな財源っていうのも活用させていただきながら、今後、拡大するものかっというのについては検討を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

1個でも2個でも多い方がいいと思うので検討していただければと思いますが、他の自治体ですかね、ちょっと正確に覚えていないんですが、中学生とかの制服を卒業した後、要らなくなったのをあげたりするんですかね。そういうような取り組みっていうのは長与町にはないんですかね、民間でも。そういうのっていうのは考えられないのか、もしお考えがあればお願いします。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

町としてはそういう事業っていうのは特に行っていないんですけれども、各PTAであつたりとか、あと民間の、今ちょっとやっているのかどうか分からないんですけれど、クリーニング屋とかでそういうふうなお譲り等のことをやっているっていうのはお聞きしたことがございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ありがとうございます。子育てが充実しているとかっていうのでよく数年来取り上げられるのが明石市とかってよくありますけど、長与町がこういう子育て支援全般いろいろ考えるに当たって、例えばですけど、参考にしているような自治体、もしくは実際に問い合わせたり視察に行ったりされた所っていうのが、もしあればお願いします。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

実際に私がここに来てからそういうふうな視察等に行ったっていうのは、コロナ禍っ

ていうのもあったと思うんですがございません。やっぱり長与町としては、今行っている事業の中で内容を少し変えたりとか、できるだけ取りこぼしがないようにするにはどういうふうにしたらいいのかっていうことを考えて、長与町に合った形での支援っていうのを考えて、事業を立てているっていうような現状でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

かなり長与町はこの子育て支援に力を入れて、非常に職員も努力されているなどというのは常々敬意を表しております。その中で先日、多子、子どもをたくさん育てていらっしゃる方からちょっと話を伺った中で、多子の世帯は多子の世帯特有のいろんな障壁とかいうか困り事があるんだなというのを改めて知ることがあったんです。例えば、買い物で駐車してそこで子どもをベビーカーに移すときにも、普通の広さでは非常に困るとか、そういう悩みもあるんだなということを知ったので、そういう多子世帯についての状況把握というのも一つ大事な点じゃないかなと思います。そこについての考え方や、それとちょっとこれ母子保健の方になるんですが、発達支援という項目があって、この場合の発達っていうのは、子どもの発育のことなのか、もしくは例えばASDやADHD等々の発達障害の方のことなのか、その辺りちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口陽子君）

多子世帯に関しましては、保育料が3人目は皆さん無料になっております。あとは、ファミリーサポートセンターの事業を今年度から直営で行っているんですけども、小学校以下の子どもが3人以上いる場合に、乳幼児を預けた場合に利用料の補助を行っております。昨年からも多子世帯に関しましては、社協に委託しているときから補助はしていたんですけども、その場合の利用が、乳幼児から数えて3人目以上の方っていう縛りを付けていて、なかなか利用者が伸びなかったのもちょっと枠を増やして今年度からやっております。利用もぼちぼちですが増えていっているというのと、あと健診と連携を、保健師がファミリーサポートセンターのアドバイザーとして今してくださっているので、いろいろ役場とのつながりも。やはりつながりとかも役場でしているのも、そのいろんな情報、「この人は支援が必要なので声をかけてください」とか、そういった連携もすぐ母子保健係と取りやすくなっているのも、いろんな人たちがファミリーサポートセンターとつながって助成が受けられるような状態になりました。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）



それと発達支援の方につきましては、身体的な発達の面とASD等の発達の面、どちらもこちらの発達支援の方は行っております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

大まかに理解をいたしました。多子世帯とか双子の支援についてなんですけれども、ここに記載されている無料レンタル事業、こういったところで、非常にレアケースではあるんですけれども、例えばやっぱり双子となるとベビーベッドにしる、ベビーカーにしる特殊な大きさになりますので、相当金額も変わってくるんじゃないかと思うんで、やはりこういうところは行政として一つ手を差し伸べるべきところじゃないかなと思うんで、1つや2つぐらいはぜひ多子世帯向けのものも今後検討した方がいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

ベビーカーにつきましては1台なんですけれども、双子用のベビーカーっていうのはご用意させていただいております。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

多子世帯についての支援で他にございますのが、今ツインズの会というのを子育て支援センターのおひさま広場の中で月に1回開催しております、双子が生まれた場合は役場の方からそちらをご案内しています。もしそこに2人連れていくのが難しいというご相談がありましたら、役場の保健師ですとかおひさま広場の保育士がその駐車場までお迎えに行って、送迎を手伝うというふうな支援もしております。そして、先輩のママさんたちがもう使わなくなった洋服だったりとか、そういった育児用品をお譲りっていうこともさせていただいております。やはり双子ならではの悩みとか、やはりその集まりの場でいろんな共有ができるというのがありまして、私たちもなるだけそちらの方をご紹介するようにしております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

ちょっとお聞きしたいんですけども、本町に子育て支援自主サークルとあって、「さくらんぼ」とか「つくしんぼ」とか、これあくまでもボランティアのサークルですけども、ちなみに今この資料の中ではどれに該当、書いてあるんですかね。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

子育て支援係の2番、お友達づくりの一番下を書いてある子育てサロン5カ所、こちらになります。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

分かりました。あったので安心しました。実は、ちょっとこの自主サークルをしている方から話があったんですけども、あくまでもこれはもうボランティアでやっているということなんですけども、やはりボランティアであるがゆえにいろいろ資金面で苦しい面があると。町の方にも何回か言ったけども、あくまでもボランティアだと言われて、なかなか支援の補助が出ないみたいと私は聞いたんですけども、そこら辺はどうお考えか。あくまでもボランティアに対しての町としての対応というのはどう考えておられるのか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

こちらのサークルのうち、母子保健推進員奉仕として行っているサロンが4つ。で、1つが自治会を主体としたサロンになっているっていうふうに思うんですけども、母子保健推進員が行っている方につきましては、1万円の補助金と協議会の方から1万円、ですから2万円の補助金で運営を行っているっていう状況になります。こちらの方につきましても工夫して今サロンの開催をしていただいております。やはり今までなかなかコロナもあって、こちらのサロンっていうのも利用を中止したりっていうのがあったと思います。今からこちらのサロンの方も利用が少し増えていくのかなというふうに期待はしているんですけども、補助金の額につきましては、現状増やすというようなことについては、今は考えていない状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

この方たちはあくまでもボランティアという信念の下にやられているということなんですけども、ちょっと聞いた話では、今後もうやっていけないと、やめるところも出てくるんじゃないかっていう、内部の声を聞いたんで、そこら辺は町としても少し考えていただきたいと思っていますんで、検討のほどをよろしくお願いいたします。一応そういうことで検討していただきたいということで、回答をお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

いろいろな子育て支援っていうのを今こども政策課の方でも行っておりますし、子どもの居場所づくりというのに関しましても、他にもたくさん事業を行っている中で、現状といたしましてはそちらの子育てサロンについての補助金について、本当申し訳ないんですけども現時点では増やす予定というのはございません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

先ほどの多子世帯の方の悩みの中で、兄弟がまだ乳幼児、小学校に上がる前で、例えば病気をしましたと。で、病院にかかりたい。でも1人の子は健康であると。2人、3人連れて1人の子のために移動するというのが、お母さん1人だったら大変困難だったりとか、まわりに預ける先もなく、急に容体が悪いとか切羽詰まった状況の中で、そういった病院に行くときに子どもを預けるというか見てもらえるというか、そういった相談できる窓口はあるのかということをお伺いしたいです。先ほどツイنزの会というところで、そこまで行くのが困難な場合はお迎えなどの支援をされているってことだったので、そういった病院に何人かご兄弟がいる場合に困っている場合の相談窓口っていうのはありますでしょうか、お願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

現在、ファミリーサポートセンター事業とかそういうふうなのを活用して、お預かりをしていただいている間に病院に連れて行っていただくとか、そういうふうな活用をしていただければというふうに思います。

○委員長（金子恵委員）

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

ではそういう場合はファミリーサポートセンターに連絡して、保護者がいったんそこまで連れて行く必要があるということですか。例えば、4月まではコロナとかがあったので、そういう場所にも預けられないという場合もあるかと思うんですけども、そういった他のお子さんもいる所に、健康であるけども1人の子が何かしらの感染をしていてそういった場に連れて行けない状況もあるかと思うんですけど、そういった場合の対応というのはどういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

各ケースによると思うんですけども、例えばご自宅の方に行って託児するとか、ケースによっていろいろな対応っていうのを考えさせていただいて対応しているという状況になります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

子育て支援は非常に良いことで1世帯でも取りこぼさないようにということですが、保護者が難聴とか要するに視覚、聴覚障害の方に対しての何か手だてというのはあるんですか。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

もし、難聴の親御さんが母子手帳交付などに来られた場合は、福祉課にいらっしゃる手話通訳の方ですとか、あと筆談のような方法を取りながら、私たちもコミュニケーションを取るようにしているところです。実際の障害者の方向けのサービスというのは福祉課が所管なので、ちょっと詳しいことは分からないんですけども、もし仮にお子さんが生まれた場合、難聴児に関しましては、今の耳鼻科、医療とそれから聾学校、耳の学校ですね。大村にある聾学校とそれから行政、この3者で情報共有を図りながら、親御さんも仕事をされていたりして、早めにどこかに預けたいという相談があったりとか、経済的な相談ですとか、いろんな子育ての相談がございますので、関係機関と連携を取りながら必要な支援っていうのをご紹介したりっていうところをさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

結婚・子育て応援サイト「大きくなーれ.プラス」について伺いたいんですが、これは基本計画の中で施策の36の中に、具体的な数値目標として、令和元年が5万9,328件の閲覧数だったものを令和7年には7万件にするとあるんですが、まず現状、ちょうど今、中間ぐらいの時期だと思うんですが、現状の進捗というか、これとこの閲覧数を伸ばすためにどういうことをしているのかですね。その内容を充実させるのか、そのサイト自体の周知を図るのか、どういうことをされているか伺います。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

**○係長（山口陽子君）**

「大きくなーれ. プラス」に関しましては、町のホームページと別に運営を以前はしていたんですけども、町のホームページがリニューアルすると同時に、町のホームページのサブサイトとして令和3年度から変更になっております。それで、去年の数字とかは、このサブサイトになる前は目標は達成できていて伸びている状態だったです。変わらないぐらい今恐らくいっているというふうに記憶をしております。今はSNSの発信も定期的に行っておりまして、「おゆずりひろば」であったりだとか、物品を譲ってくださる方がいらっしゃいましたらホームページに載せさせていただいて、今どの物品が上がってきているので要る人はいませんかって周知をかけたたりだとか。あとは母子手帳を配布するときいろいろな情報のQRコードを載せさせてもらっていて、それに「大きくなーれ. プラス」に登録してください、いろいろな子育て情報を発信しますということで、登録するためのQRコードも掲載させてもらっていて、母子手帳をもらうと同時に、その紙は皆さんの手元には届いています。それで多くの方がそれで登録させていただいて、LINE等でSNS、情報を見させていただいているというふうに思っておりますので、それで閲覧数が徐々に増えていっている状態ではないかなというふうに思っております。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

おおむね目標に近いんじゃないかということと、その取り組みは分かりました。このページの中に、下段の方に問い合わせフォームがあるんですが、このサイトから何らかの相談、問い合わせ、多分これはそんな多くないと思うので件数ぐらいは分かるのかなと思うんですが、これはいかがですか。

**○委員長（金子恵委員）**

山口係長。

**○係長（山口陽子君）**

問い合わせフォームというのが、町に関しての意見であったりだとか聞きたいことがある場合に、感覚では3カ月に1件来るかどうかということ、その都度回答させてもらっています。「大きくなーれ. プラス」に来る場合もあれば、町のホームページに来ることもありますので、その場合は個別に対応させていただいているというのと、あともう一つお問い合わせフォームからいろいろな子育て支援センターの予約であったりだとか、母子保健事業の予約もできるようになっております。平日の開庁時間内に、子育て中のお母さんは子どもがいらっしゃるのになかなか連絡ができなかったりとかする方も、いろいろな子育て支援に行きたい場合だとか、予約が夜とかにウェブ上でできるような状態にしておりますので、いろいろな方が今までなかなか予約ができなかった方たちも、予約ができるような状態になっております。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

現状は分かったんですが、やはりあまり件数は多くないのかなど。私もよくいろんな通販みたいなので、あとは他の自治体に何らか問い合わせするときその自治体のホームページを見たりするとき、いずれも問い合わせ先っていうのがすごく分かりづらい、一番下とか、奥とか、小さくあってですね、そういうのを見ると、あんまり問い合わせしてほしくないのかなってやっぱり思うんですね、ユーザーとしては。特に企業の場合はクレームとかが多いので、あまり問い合わせしてほしくない。でも今の特に若い方、今のお母さんたちっていうのは若い方も多いと思うんですが、若い方っていうのは結構電話とかが苦手だとか、対面が苦手で、メールとかを使い慣れていてそっちの方が楽とかいうことがあるんですね。なので、もっと、何か分からないこと、困ったことがあったら何でも聞いてくださいぐらいの感じで、ホームページのもっと分かりやすいところに問い合わせフォーム的なものをちょっと掲載してはいかがかなど。特に聞きやすいように、例えば何に関して聞きたい、保育所の状況だったり、例えば給付金だったり、そういう例えば項目を選べるとか、そういうふうにもっと問い合わせをしやすく、ちょっと考えていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

宮司課長。

**○こども政策課長（宮司裕子君）**

提案ありがとうございます。こども政策課としましても、やはりどういう問い合わせが多いのかとか、電話とかの状況を加味して、ホームページ上でQ&Aを載せたりとか、できるだけ困らずに情報にたどり着けるような工夫っていうのは、みんな考えてながら行っている状況でございます。ホームページのそういうレイアウトの変更とかにつきましては、たぶんこども政策課だけではなくて秘書広報課の方とも相談しないといけない部分になるかと思っておりますので、私たちも使いにくいのはやはり皆さんが困ると思っておりますので、そういうふうな提案があったということは、ちょっと相談させていただきたいというふうに思います。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。所管の皆さまにおかれましては、お疲れさまでした。

場内の時計で11時5分まで休憩します。

(休憩 10時50分～11時02分)

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、地域公共交通についてということで所管事務調査を行います。この件に関

して調査事項についての説明を求めます。

中村課長。

**○政策企画課長（中村元則君）**

それではよろしく申し上げます。政策企画課より地域公共交通につきましてご説明いたします。資料の説明の前に、概略を口頭にてご説明いたします。地域公共交通は、地域住民が通勤、通学、買物など、日常の生活圏内を移動するために利用する交通機関であり、民間事業者が運行する路線バス、タクシー、鉄道などの他、自治体やNPOなどが運行するコミュニティバス、乗合タクシーなど、幅広い手段で移動に関するニーズを満たすものでございます。本町の地域公共交通につきましては、本町が長崎市のベッドタウンとして発展してきた経緯もあり、長崎市方面向けの、通勤、通学を主体とした民間の交通事業者によるサービスが充実している状況でございます。一方、少子高齢化の進展など地域公共交通を取り巻く社会状況が変化していることなどから、町においても平成28年度に長与町地域公共交通網改善計画を策定し、その取り組みの一つとして、町内2地区において乗合タクシー実証実験を実施いたしました。結果的には本格運行に至りませんでした。その後も継続して本町における地域公共交通の在り方につきまして検討しているところでございます。本日は本町における近年の主な取り組みと、今後の取り組みの方向性についてご説明いたします。よろしく申し上げます。

**○委員長（金子恵委員）**

山口係長。

**○係長（山口和樹君）**

それでは私の方から、先ほどお配りいたしました資料に沿って内容をご説明いたします。それではまず資料の1番、地域公共交通に関する近年の主な取り組みについてでございますが、まず平成28年度に、先ほど課長からも説明がありましたけれども長与町地域公共交通網改善計画を策定しております。この計画策定の目的といたしましては、本町における公共交通の現況や、町民向けアンケートの実施結果等を踏まえ、町内の公共交通に関する問題や課題を分析し、その課題解決に向けた取り組みを検討するものとなっております。ここで確認された課題といたしましては、大きく次の4点がございました。まず一つ目は、町内における交通利便性の向上という面です。本町は、市街地の大部分がバス路線から一定の範囲内にございまして、いわゆる交通空白地と言われるような地域に当たるものは少ないものの、例えば北部、岡とか斉藤方面から長与駅方面ですとか、三根、平木場、本川内地区から役場の中心部に向けて直接アクセスするルートが不足しているといった、町内における移動に関して、利便性を向上させる余地があるという課題が見られました。二つ目は、交通不便地区の解消。いわゆる交通空白地というものには当たらないものの、傾斜地であったり、道路が狭隘で路線バスの進入が難しいといった、公共交通の利用が不便な地区というものが存在することから、今後の高齢化の進展等を踏まえ、何らかの手段で移動手段の確保を検討する必要があるとの課題

が見られました。三つ目は、町外も含めた広域的な交通利便性の向上としまして、これちょっと少し大きな視点となるんですけれども、町内に限らず一体的な生活圏として長崎市とか時津町、そちらの方面との接続を強化するなど、広域的なネットワーク形成の取り組みについて言及したことになります。四つ目が、公共交通の利用促進策の導入です。公共交通を維持するためには、運行する交通事業者だけでなく、利用者である町民一人一人が積極的に利用し、公共交通を支えていくという認識を持っていただく必要があることから、公共交通に関する情報発信などの利用促進策についても、課題の一つとなっております。この公共交通網改善計画で示された課題の一つである交通不便地区の解消を目的に取り組んだのが、次の項目になりますが、平成30年度から令和元年度に実施した乗合タクシー実証実験となります。網改善計画において、交通不便地区として抽出された中尾団地、そして道の尾・自由ヶ丘団地において地元自治会や関係機関等との協議を踏まえ、乗合タクシーの実証実験を行いました。当初は運行期間を6カ月とし、「定時定路」決まった時間に決まったルートという形で運行しておりましたが、1便当たりの平均乗客数が目標の2人に対して0.74人となり、過半数の便が乗客ゼロで運行するという結果になりました。こうした結果や利用者へのアンケート結果などを踏まえ、より効率的な運行形態としてデマンド型と呼ぶんですけど予約制ですね、の導入ですとか、運行する曜日や時間帯の変更などを実施しまして、2カ月間の期間延長を行ったところ、1便当たりの平均乗客数が1.4人と若干上昇。また、運行予定数に対して実際に予約が入って運行できた割合を、稼働率と見なして算出しているんですけれども、それは目標の50%に対して22.4%とはなりましたが、この期間を通して若干の上昇傾向が見られました。こうしたことから、さらに試験期間を6カ月間延長し、また、利用者の皆さまの要望なども踏まえまして、予約時間を乗車の2時間前から1時間前に短縮したり、停留所の追加なども実施しましたが、結果的には1便当たりの平均乗客数また稼働率ともに目標には届かず、本格運行を断念したという結果となっております。目標に達しなかった要因としては、恐らくさまざまなのがあるかと思うんですけれども、試験運行後の地元自治会との協議などにおいては、やはり必ずしも利用者の皆さんが行きたい場所とか時間のニーズと一致しなかったことですか、特に高齢者におかれては、やはりドア・ツー・ドアのような運行形態でなければ利用が難しいといったことなどが挙げられました。運賃ですとか経費のバランスですね、公共交通機関として継続的に運行を続けるために必要な採算性ですとか、既存のバス、タクシー、そういった交通事業者への配慮を考慮すると、運行本数や時間帯、乗降場所などをどうしても一定の範囲内に収めていく必要がある一方、利用者としては、できる限りドア・ツー・ドアですとか、生活スタイルに応じた運行というのがどうしても望まれるため、この辺りのバランスをどう取っていくのが課題であるなというところで感じたところです。続いて、実証実験以降になりますが、令和3年度には今後の公共交通施策を検討するために、運輸支局等が開催するセミナーやシンポジウムに参加した他、ララコープが実施する「お買物送



迎車」というものを運行しておられますけれども、こちらの運行状況などについて聞き取りを行うなどの活動を行っております。令和4年度には、長崎県が実施する地域公共交通再編支援アドバイザー派遣制度を利用し、地域公共交通分野での学識経験者との意見交換を行った他、町内のタクシー事業者など交通事業者を訪問いたしまして、町内における公共交通機関の利用状況などについて、聞き取りを行いました。また、他の自治体でコミュニティ交通等の運用実績を持つ民間事業者ともお会いをし、昨今導入が進んでおりますデジタルを活用した運行事例などについて情報提供を受けております。続いて大きな2番ですね、ページの中ほどからになります。今後の取り組みの方向性についてです。今後の方向性としましては、地域公共交通網改善計画の策定から一定の期間が経過している他、コロナ禍ですとか人口減少、少子高齢化の一層の進展など、本町における地域公共交通を取り巻く環境は刻々と変化していることを踏まえ、まずは、改めて地域公共交通に関する現状と課題を洗い直す必要があると考えております。直近で、町が把握している材料の一つとしては、総合計画の策定に合わせて、5年に一度実施しております町民意識調査がございまして、地域公共交通という分野に関しては施策としての重要度は高いと認識されております一方、住民満足度は比較的低いというところから、より力を入れていくべき分野となっております。町民意識調査では、自由記述の回答というのも幾つかいただいているんですけども、その中でも、地域公共交通に言及しているものもあり、路線バスやJR、タクシーなどの公共交通が充実しているよと、そういう点ですとか、イオンタウンや北陽台団地などの乗り入れが進んでいるといったところ、また乗合タクシーの試験運行が実施されたことなど、施策が一定進展しているという評価をいただくご意見があった一方で、先ほどの網改善計画でも課題とされました、町内循環線の導入をはじめとした町内の横移動、また単純にダイヤの増便と、そういったところに関する要望も寄せられておりました。しかしながら、後ほどまたちょっと触れるんですけども、こうした幅広い町民を対象としたこの調査におけるご要望とかご意見に関しては、日常的に必ずしも公共交通を利用されていない層の方々のご意見ですとかご要望の内容も、いわゆるあったらいいなというような視点なのか、なければ困るといところなのか、なかなかその程度というものを峻別するところが難しい面もございまして、具体的な政策形成の根拠としてはちょっと活用しにくいかなと思っている面もございまして。乗合タクシーの実証実験についても、運行形態が、実際の移動ニーズとどこまで合致していたのかっていう、そういった反省点はありますけれども、地元自治会等でお聞きした事前の運行前のご意向と比較して、なかなかやはり実際の利用実績が伴わなかったという結果となった他、町内の循環線についても度々ご意見を頂くんですけども、過去に、長崎バス等において町内で完結する路線ですとか、町内の幾つかの団地を經由して時津町と結ぶ路線などが実際に運行されておまして、さまざまな経路の変更も繰り返されたようですが、結果としては利用者が伸び悩んで継続されなかったといった経緯もあるようです。次に、バス路線やダイヤの改正についてですが、本町に

においては、通勤通学時間帯を中心とした一定のまとまった移動ニーズが見られることから、近年大幅な増減便ですとか路線の変更等はございませんが、利用状況に応じたダイヤ改正というのは随時行われております。北陽台団地経由の追加ですとか、また増便などが行われております一方、やはりコロナ禍により加速したバス事業者の経営悪化というものを背景に、昨年度には利用者が特に少ない路線の廃止というものが行われました。本町では、丸田温泉前経由のバスですね、あと堂崎からちょっと諫早の方に入っていますけど、堂崎から多良見大浦間の路線というのが廃止となっております。なおJR、鉄道については近年大きなダイヤ改正は行われておりません。ただし、これ本町に限らず県内、九州内でも同様ですが、駅の無人化ですとか窓口業務の縮小というものが行われております。次に、交通に関する支援などの状況でございますけれども、現在本町では、高齢者支援事業の一環として、路線バス、タクシー利用券の交付や、運転免許の自主返納者に対する交通系ICカードの交付というものが行われております。また、町内の民間事業者等の皆さまにおかれましても、各種の送迎サービスですとか、移動販売等の買物支援などが行われている状況です。最後に今後の課題についてですが、まずは先ほども申し上げましたとおり、町における公共交通の利用状況、現状の確認と課題ですね、ニーズ等の掘り起こしが必要だと考えております。既に一部ご提供を受けておりますけれども、交通事業者が保有するどのような属性の利用者が、どこから乗ってどこで降りているのかといった数値によるデータを今後も収集していく他、福祉ですとか介護ですとかそうした担当課とも連携して、地域単位でより詳しく地域公共交通の利用者となりうる移動ニーズの調査を行うなど、そういったことを想定しているところです。また、そうした結果を踏まえて、課題に応じた具体的な施策を検討していくこととなります。国においても、人口減少、少子高齢化の進展など社会状況の変化に応じた、持続可能な地域公共交通の構築のため、関係する法律等の改正も行われておりますので、そうした法律等の趣旨も踏まえて今後施策を検討してまいります。以上、簡単ではございますが資料の説明を終わります。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

乗合タクシーの実証実験のことをお伺いしたいんですけども、乗合タクシーの料金は幾らだったのかということと、利用者の料金に対する感想ですね、高いとか、安いとか、妥当であるとか、その料金に関して教えてください。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

乗合タクシーに関する運賃と運賃に対する利用者の感想というところですけども、

まず料金については大人、中学生以上ですけれども200円、小学生以下が100円、1歳未満の乳児は無料というところで運行しておりました。感想についてなんですけれども、今探しているんですけれども、すいません、資料のびたりとしたところはまだ当たっていないんですけれども、一応感想としては特に高かったとかそういうのはなく、一定の負担が必要だということについてはご理解はいただいていたということです。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

岡田委員。

**○委員（岡田義晴委員）**

交通に関する支援ということで高齢者支援としてのバス・タクシー利用券ということで、家庭にハガキが届きますよね。その対象者に対してどれくらい実際これを利用しているかの割合が分かりますか。

**○委員長（金子恵委員）**

山口係長。

**○係長（山口和樹君）**

直接は福祉課の事業になるんですけれども、今ちょっと私たちの手元にある資料の中でお答えいたしますと、令和3年度の実績になります約50%ほどの利用率になっております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

ちょっとご説明いただいたことと重なるところもあるかもしれないんですが、まず、この地域公共交通の充実というのが、この10次総合計画の中の前期基本計画にあるわけですが、ここではもう目標値として令和7年度には「導入済」と書いてあるんですよね。もうあと2年ぐらいしかないわけですが、せめてこう、いわゆる先ほどの乗合タクシーのような形なのか町内循環バスのような形なのか、一定のある程度その辺りが決まっていないうちもなかなか難しいのかなと思うんですが、先ほどだとまだこれから利用状況の確認とかってありましたけど、どうなんでしょうか、方向性も全く決まっていないうちでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

山口係長。

**○係長（山口和樹君）**

非常に苦しいご質問をいただきまして。一応計画上では実際に交通モードといいますか、何かを導入するぞという形にはなって令和2年時点で計画は立てさせていただいているんですけれども、その後、町の方でもいろいろ他自治体の事例の調査とか、また関

係者との協議なんかも踏まえてちょっと想定しておりますのが、必ずしも町としてこの交通手段を導入するというのが最適なのかというところはちょっと今悩んでいるところでして。先ほど国の方でも法改正があったということでご説明をさせていただきましたけれども、やはり先ほどご質問もあった料金、費用対効果の面なども含めて、自治体が主体として運営する、運行するというだけでなく、今、既存の交通事業者とか民間のサービスと連携して何かこの移動の支援をすとか。また先ほど福祉、介護とも連携をしてという話をしたんですけれども、例えばその介護とか福祉の政策の中で何らか、ただ対象者は結構絞られてくると思うんですけれども、そこでの移動サービスというのを新たに検討できないかというところもちょっと考えているところです。ですので現状としては、目標は確かにおっしゃられるとおりの7年度の導入とうたって計画を作ったんですが、どういう形で町として導入するかというところも踏まえて、もうちょっと検討を現在進めているところです。明確な答えにはならないんですけれども、ちょっと幅広く町が運行する以外のことも含めて検討しているという状況です。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

同じこの基本計画から聞きたいんですが、今おっしゃったとおり地域公共交通というのは当然そういうコミュニティのものじゃなくて、今ある公共交通を皆さんが利用しやすかったりできれば、逆に言うと必要ないといふかなくなるものだとは確かに思うんですが、この施策の具体的な取り組みの3にMaaS、モビリティ・アズ・ア・サービスの導入、これも令和7年「導入済」とあるんですよね。これちょっともう少し詳しくどういうものかというのと、実際令和7年導入なのか、ちょっと状況というかご説明をお願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

山口係長。

**○係長（山口和樹君）**

こちらにつきましても、計画上「導入済」ということで書かせていただいている分にはなります。まず、MaaSについてちょっと簡単にご説明をいたしますと、モビリティ・アズ・ア・サービスという単語といいますか、サービスとしての短縮語になりますけれども。その交通手段、交通モードというものを例えばどこか目的地に行くための物として単発で捉えるのではなくて、例えばスマートフォンのアプリなんかを利用して、交通手段の予約、またそこで行きたい行き先、例えば美術館とか文化施設とか観光地があったときに、その利用料まで1つのアプリで予約と決済を完了させるというような、移動を移動だけで切り取るのではなくて、行った先で受けるサービスなども含めて、1本のサービスとして利用ができるようなシステムっていうのをつくってございまして、それをいわゆるMaaSと言ったりするようです。旅行に行くときに、JRとか飛行機の予約も、

行った先のホテルの予約も、そこで訪れる観光地の入場料とかも含めて、1つのアプリの中で一発で検索から予約から決済までできるようなサービスというようなものを一般的にMaaSと呼んでいるようです。町の方も計画策定時には、こういうMaaSという取り組みが国内でも盛り上がっているところでしたので、公共交通の利用促進を図る上で、町としてもこのようなサービスがあったらいいのではないかとということで目標には入れさせていただいたんですけれども、その後、長崎県もMaaSの実行委員会のようなものを県と交通事業者が主導で作っておりまして、その県のシステム、県という枠組みの中で現在MaaSのアプリというのが導入されて運用が始められております。また、長崎市を中心として民間事業者でも独自のそういうMaaSアプリというものが運用されております他、長崎県だけじゃなく九州全体でも九州のMaaS実行委員会というようなものが立ち上がっております、その中で、九州という単位でまた1つMaaSアプリの提供ができないかという議論も進んでいるようです。こういうサービスの在り方を考えたときに、どちらかといったら各自治体といいますか、ちょっと小さい単位で導入するよりも、幅広くもう導入されているとか、導入されるであろうサービスの逆にその利用の促進を図るという方が、実質的な町民の皆さんの利便性というのは高まるのかなというところもあります。計画策定時には、一つこういったこともできないかということで目標には入れさせていただいておりましたが、目標として甘かったのではないかとご指摘を受ければ、確かにというところはございますけれども、実質的に町民の皆さまの利便を考えたときには、この計画策定後に動き出した既存のサービスの利用促進を図る方が結果としては良い結果につながるんじゃないかというところで今認識しているところです。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

そうですね、さっきもこども政策課の方で目標を立てた後にちょっと状況が変わったりしたってようなことはあると思うので、それは理解できるんですが。同じく法律ですよね、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案というのが2月に閣議決定されているということで、その中に地域公共交通の再構築、リデザインっていうのを国交省が掲げているみたいなんです。私個人的には、こういう役所、省庁というのはあまり現場のことを考えずに机上の空論を結構言ってくるんで、逆に自治体っていうのはなかなかそのとおりに進めるのは難しいとは思いますが、ただそのプロジェクトの中で、令和5年度にも競争による地域公共交通形成支援事業として3分の2の補助事業で1億円までっていうような何かそういうのを公募したりしていたんですが。そういうのを使おうとか、まずは、こういう国交省の方針とそういう補助事業を把握されているのか。それから、把握されているとして、本町としてはどうお考えかというところを、この新しい国交省の方針についてお願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

山口係長。

○係長（山口和樹君）

ご指摘いただきましたとおり国の方では活性化再生法の改正というのが逐次進んでおりまして、一番大きな改正は令和2年11月だったと思います。その時に改正された中で今ご指摘いただきましたリデザインというようなものも含めて、自治体が主体で地域の公共交通を何らか担っていかうではなくて、やはり持続可能な公共交通を構築するためには、自治体だけでなく今実際に運行されている交通事業者であるとか、もしくは交通事業者として認可を取っていないようなちょっとした送迎サービスとかいうのも含めて、地域にある交通資源を総動員して、この町ごとにどのような形が一番移動サービスとしてふさわしいのかっていうのを検討していかうというようなことで、法改正が行われております。その中で地域公共交通計画という法定計画を策定して、策定するときにはそういう公共交通に係る数多くのプレーヤーに参画していただいて、最終的に音頭を取るのには自治体にはなろうかと思えますけれども、自治体が指導するのではなくて、町内の交通に係る関係者を一堂に集めて今後考えていかうというのが、国の方針になっておりますので、長与町としても今後検討する中ではそういう会議体の立ち上げとか、国の法趣旨に沿った運営をしていかないといけないなと思っております。ご指摘いただいた競争モデルの実証プロジェクトとかこうしたところは、活性化再生法に基づく、先ほどご説明した協議会を立ち上げたり、その計画を作った上でこういう補助事業が採択されるという補助の要件も固まってきておりますので、現状先ほどご説明したとおり、町としてこう行くぞっていうところが決まったわけではなくて、皆さん利害関係者を集めるにも、何もないのにちょっと来てもらえませんかっていうところにはいかないで、一定町の方で現状の把握とか、粗々でも方向性を決めた上で皆さんに集まっていただくというのが必要になりますので、そういった準備を進めているような状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうですね、そんな簡単にはいかないとは思いますが、最近よく聞く地方の事例では、福祉バス、ふれあいバス、何か名前がふれあいバスっていうのが多いみたいで、例えば大学と病院と官民共同で運行したりとか、そういうのが結構、人口2万人、6万人ぐらいの長与町にも近いような自治体で事例があるようなんですね。なので、その辺が一番特に今そういう足を必要としているのは高齢者かなというのもあるので思うんですが、何らかそういうここを参考にしたいとか、そういうのも今のところはないんでしょうかね。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

実際地域ごとにいろんな課題があつて、地域ごとにいろんな交通資源があるという状況ですので、申し上げたとおり一応各地の事例についてはお探しはして勉強させていただいているところなんですけれども、今具体的にこの町のこれを導入してみようかなというところまでは、ちょっと現時点ではございません。前半であつた福祉バス等の利用についても、当然先ほど申し上げた国の方針としては、いろんなものを集めて考えていこうという方向にはなりますので、そういった点も含めて検討していくことにはなるんだろうなとは思っております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうですね、地域によって長与町内でももちろんだの程度何を必要としているか違ってくると思うんですが、コミュニティカーシェアリングという手法はご存じですかね、石巻市で震災後に始まった。これは基本的には自治体じゃなくて民間団体ですかね、何か団地で1台の車を用意してそれを予約制で使う。これは場合によってはもちろん誰かが運転するとか、運転者は本人なのか誰か別の人なのかはあれですが、結構非常に活用されて、今他の県などでも採用されているということなんです。これは民間ですけど、例えば交通に困っている地域の人、どういう取り組みがあるかというのは行政じゃないのであんまり知らないと思うんですよね。なので例えばそういう相談があつたら、こういう地域でこういうことをやっていますよとか、手続きはこうですよとかそういうのを教えるのも一つの地域公共交通というか交通の便の悪さの課題解決だと思うんですが、いかがですかね。ご存じかどうかと、考え方としてどうかですね。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

カーシェアリングですね、そういったところも含めてやはり一つの方向性としては、考えるのはみんなでも考えても、最終的に担い手は結局地域のことを分っていらっしゃる地域の自治会とか、いわゆるコミュニティとか、そうした単位で運行されている事例というのはやっぱり全国的にございますので、可能であればそういった形も本町で取れるのであれば魅力的なといいますか、やはり持続するとか、このきめ細やかなサービスというところを考えると一つの方法なんだろうなということで認識しております。今、各所と協議を進めているのは先ほどからずっと申し上げておりますけれども、庁舎内でも介護部門、福祉部門とも含めて話させていただく中で、そういう地域での困り事を地域で解決するという方法が取れば、そういった地域という自治会とかコミュニティの組織の活性化にもつながるので一番望ましいという話はやっぱり出るんですけれども、なかなかそれを今自治会によっては近所の皆様のご厚意の範囲内でいろいろサロンまで送迎されたりとか、そういう事例は聞き及んでいるところなんですけれども、一つ続け

ていく制度として作るとなると、またちょっと話が違うところもあります。ただ情報提供はやはり高齢者層を含めて「移動支援というのはあったらいいわ」という声は、やはり介護部門を中心に声が届いているというところではございますので、今後も関連部署と協力しながら、こういう方法もあるんですよっていうところで地域の方に話に行くっていうのも十分ありだと思いますので、そういったところも今後進めていきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の話とちょっと関連するんですけども、現在例えば高台の住宅団地等で住民同士が乗り合わせて買い物に行つてというのはちょこちょこやられていると思うんですが、例えば、じゃあということで仮に例えば長与ニュータウンなり青葉台なりの団地の自治会で話し合つて1台車を所有して、みんなで運行するというふうな形をする場合、道路運送法との関連ですね。以前、町が運行させた乗合タクシーのときに説明を散々受けたのが、既存の公共交通との競合だけは絶対にこれはもう避けなければならないというふうな事があったんですよね。例えば今言つたような事例を自治会なりが計画した場合に、認可が、これ認可になるのかな、やっつていいよという方になるのか、それともそういう問題との兼ね合いが出てくるのかですね。今そういう法改正等もあつているようですが、その辺どんなんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

可能かどうかとなるとやっぱり個々の事例によるということにはなりますけれども、恐らく多分自家用有償旅客運送というような形にはなろうかと思いますが、こうしたところもやはり運輸局との協議が必ず必要になって、必要な認可を取得することは出てくると思います。あくまで好意の範囲内でただ送り迎えをするということじゃなくて、ある程度仕組みを作って、料金を取るか取らないかとかも含めて考えていく中では、運輸局に相談しながら必要な認可を取っていくということにはなろうと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

私が個人的にちょっと、そう簡単じゃないのかもしれないんですけど考えていたのは、さっきのそういう小さい福祉バスみたいのを町内循環したり、ただし民業圧迫にならないようにということで、そういうバスをいわゆる今実際に運行している長崎バスとか県



営バス、そういうところに委託すれば競合しないというか、そっちの収益にもなるのでは思ったんですが。ちょっと今日の説明の中で、何かそういうのを以前運行していたけども利用客が少なかったということですかね。ちょっといつ頃やっていて、どういう、例えばルートまではあれですけど、どういう考えでやっていて、どのぐらいで止めたか、もし分かればお願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

山口係長。

**○係長（山口和樹君）**

方向としては、先ほどちょっとご説明した長崎バスが運行されていたその町内循環のバスについては、特に自治体として何か委託していたとかいうことではなくて、あくまで長崎バスが自前の路線の認可を取って運行する路線の一つとして運行されていたというものになりまして、おおむね平成11年から13年頃にかけて、正式には路線的には循環線という名前ではなくて、長与町内線という呼び方を長崎バスではされていたらしいんですけども、そういった便がございました。長与駅を起点として、青葉台とかシーボルトの方とかサニータウンを経由して駅に戻るといったものですか、他にも何路線かはあったようなんですけども、そういった路線があったけれどもなかなか実際に採算が取れるって言ったらあれですけども、そのまま継続しようということには結果的にはならず。そういった運行の路線がいろいろ変更が繰り返されて、最終的に今残っているのがニュータウンと時津を経由して横尾の方まで行っているミカンが付いているミニバス、あれが残っているような形らしいんですけど、そういった状況です。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。所管の皆さまありがとうございます。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、自治会の在り方についてということで所管事務調査の件を議題といたします。調査事項についての説明を求めます。

山口課長。

**○地域安全課長（山口聡一郎君）**

地域安全課所管の自治会に関することについて説明させていただきます。まず初めに、自治会とは自分たちが住む地域の安全を守り、より住みよい町にしていきたいために住民同士が集まって組織された団体です。現在、長与町には全部で51の自治会があり、親睦、防犯、防災、環境美化、情報共有等の活動を行い、それぞれの自治会が自分たちの地域

で起こっている課題を解決するために、さまざまな活動を行っております。このような地域活動を行っている自治会への加入促進や負担軽減について町の取り組みとしまして、事前に提出した資料に従って説明させていただきます。提出した資料につきましては、令和4年11月30日に開催しました自治会加入促進調査研究会の資料となっております。資料の2ページをお開き願います。自治会加入状況についてですが、長与町の自治会加入率の推移は、令和4年度4月現在で64.4%となっており、年々1%程度の減少が続いております。次に、県内の自治会加入率の状況ですが、長崎市、時津町の状況を掲載しておりますが、どの自治体も減少状況が続いております。それぞれの数値につきましては、自治体によって計算方法が異なっているため参考値となります。続いて、2、3ページの現在までの取り組みを、自治会、行政、それぞれ記載しておりますのでご確認ください。自治会加入状況についての説明は以上となります。次に、令和4年度における自治会加入促進の取り組みについて説明させていただきます。資料は3ページになります。まず、大学生による活動活性化に係る発表について説明させていただきます。昨年度、長崎県立大学シーボルト校の学生をインターンシップ生として、地域安全課に3名招き入れ、自治会活動の活性化や加入促進について研究していただきました。2回に分けて、それぞれ2週間という短い期間でありましたが、それぞれがテーマを設定し大学生という視点から研究していただき、会議の中で発表していただきました。それぞれの発表内容につきましては、別紙の資料をご参照ください。次に、自治会加入促進動画の作成についてですが、自治会活動への理解醸成のため自治会加入促進動画を作成し、令和4年12月末からYouTubeにて配信を行っております。動画の作成に当たっては、自治会の会長をはじめとする皆さまの自治会に対する意見を反映させるためアンケートを実施し、動画内のみんなの声編にて活用させていただきました。資料の4ページをお開き願います。今後の自治会加入促進活動について説明させていただきます。昨年度の会議におきましては、自治会役員の負担軽減策といたしまして、大学生からの発表もありました自治会配布における電子回覧版の検討について説明させていただきました。まず、背景としまして、各自治会において人口減少、家族構成の核家族化、また、定年延長等による地域人材の不足等により自治会役員の高齢化、役員なり手不足や役員の高齢化等の課題が生じていると捉えております。目的としましては、そのような背景の中で自治会活動においても、現在の通信技術を活用した事務の改善策に取り組むことによって時代に沿った活動へ移行し、自治会の負担軽減を図る旨の説明をさせていただきました。内容としましては、毎月2回の自治会配布や情報発信、情報供与においてLINEを活用し、各自治会において自治会の公式アカウントを作成してもらい、その公式アカウントから公式アカウントに登録してもらっている会員へ回覧物等の情報発信をしていくことを提案させていただきました。その後、説明を希望する自治会長の皆さまを対象に説明会を実施させていただきました。現在、モデル地区自治会と定期的に協議させていただきながら、可能性について検討を行っている状況でございます。資料の説明について

は以上となります。最後に、今年度の取り組みについて少し説明させていただきます。今年度は、自治会の意見交換会に重点的に取り組んでおり、コミュニティ地区ごとに順次開催する予定としております。またその他、高田南土地区画整理事業地内における自治会の設立に向けまして3月に説明会を開催させていただき、10月頃をめどに自治会の設立に向けて定期的に集まりを行っている状況でございます。説明は以上でございます。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

今回、自治会の負担軽減というのを聞かせていただければと思って、所管事務調査要望を私の方でしたんですが、この今の資料で言うと、負担軽減についてはこの電子回覧版ぐらいということですかね。他に何かないんでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

入口係長。

**○係長（入口健太郎君）**

自治会の負担軽減というところですけども、今までに負担軽減について、令和4年度は自治会回覧の負担軽減というところで話を進めさせていただいたんですけども、今年度の取り組みにつきまして、自治会長間での連絡を深めていくという中で、やはり他の自治会がどういうふうに活動を行っているのかということと共有させていただきまして、自分たちのところではこういうふうに活動がもっと効率的にできるんじゃないかとかと、そういった場所を設定していくことで、自治会のそれぞれの負担軽減が進むような場を調整していきたいというふうに考えております。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

そうですね、もちろん実際にやってらっしゃる方の声が一番大事だと思うんで、私が勝手にこうしたらいいんじゃないかとは言えないんですが。加入促進動画っていうのを一度拝見して、そこでちょっとえっと思ったのは、あれ30年後ぐらいから来たみたいな設定で、回覧板を回せないみたいなせりふがあつて、30年後も回覧板を回すつもりなんだと思って逆にびっくりしたんですけど、もうその頃には回覧板どころか多分広報ながよももうデジタルでいいんじゃないかと思うぐらいなんです。回覧板もそうなんです。広報ながよ、議会だよりもですが、配布物これが一番私負担なんじゃないかというか、これについては実際にそういう声を聞いているんですが、これを何とかするお考えはないんでしょうか。今、基本的には直接お宅に配布するのは自治会配布だけです。

よね、自治会加入者には個別に配布されていないんですよね。それと、その確認とそれを軽減する何らかのおつもりはないか、お願いします。

○委員長（金子恵委員）

入口係長。

○係長（入口健太郎君）

配布物が多いというところで、私たちの方そういった地域の声というものは伺っております、その中で役場からの回覧板を通してお伝えする文書等につきましては、前から広報に載せるものはもう回覧物はしないようにお願いしますということで全庁的に、回覧物自体の数を減らしてくださいということで地域安全課の方から全庁的に周知をさせていただきまして、それで一定配布物の数については減っているという状況でございます。また、その他には配布の回数を減らし、1月の配布は月1回に減らすというような形で配布の回数を減らしていったりと、そういったところで少しでも負担が軽減されるように調整を取り組んでいっているというところでございます。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

広報ながよの方も自治会を通して配布させていただいております。また、ちょっと先ほどの意見に付け加えて申し上げますけれども、今年度コミュニティに行くごとに自治会長の意見をお伺いしたいというふうに思っております、その中で、今の実態をより詳しく把握していきたいというふうに考えております。負担軽減については、毎年検討を行ってまいりましたが、今実際皆さまがどのように思われているのかというところを的確に把握して、今後の検討材料にしていきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうですね、もうこれまで多分何度も出た話かもしれないんですが、同じ税金を払っているのに広報紙が自治会に加入していないと届かないっていうのは、これはこれでまたちょっと公平性に欠けるのかなっていうのもあって、ちょっと軽減していただきたいとあるんですが。もう1点、よく私が聞く話としては加入していない理由とかで、何かどここの自治会に比べてうちは会費が高いとかっていうことがあるんですよね。これは事実なんですかね、差があるのは。それと、そういう声がある以上は、そこがネックということであれば、もちろん人数とかでどうしても会費が変わるはあると思うんですが、それを何らか町が平坦化するような負担をすとか、そういう考えはできないのか、お願いします。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

自治会において会費が異なる件につきましては、話としては把握しております。また、自治会の活動内容自体が各自治会によって当然異なってきますし、お金の使い道を取っても当然異なってまいります。その点で、ちょっと以前自治会長会でお話を伺ったことがあるのが、工夫をしてうまく運用して上手に回していくという観点で、それをもっと効率的に運用できないかっていう話をしていらっしゃる方がいらっしゃいました。参考になるのかなというふうに感じましたので、その辺も踏まえて今回先ほど申し上げましたように、各自治会長から皆さんのご意見を賜って、良い事例についてはやっぱり流していきたいと、情報を周知して共有していきたいと、そういった中で自治会費の意見についても、あれば良い方向を皆さんで考えていければというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

私はですね、今負担関係を言われたんですけども、それよりも「自治会に入るメリットがない」という意見が一番多いんですよ。私一応自治会長の経験あるんですけども、新しく入居された方に行ってもほとんど断られるんですけど、メリットがないという回答があるんです。そこら辺を町としてメリットを何らか考えてほしいんですけども、どうでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

こちらの方もメリットについてはよく話を伺っております。ちょっとどういったメリットを出せるかについては検討していますが、なかなか町一律でやっていくというのが難しい状況もございまして、各自治会によってできる可能性があるところが何点かあるのかなと思いましたので、その辺も今回意見を伺いながら決めないといけないなと思っています。やっぱり実際リアルな皆さんの声をお伺いしながら、どういった方法が一番良いのかについて検討させていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

この大学生を対象とした自治会活動促進のこのレポートですね、今現在シーボルト校の学生が自治会に入っている割合というのは大体分かりますか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

大学生が何人入っているかについては、ちょっとうちの方では把握できておりません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本所管事務調査は閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本所管事務調査は閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で所管事務調査を終了いたします。皆さまお疲れさまでした。

本日はこれで閉会します。

（閉会 12時01分）